

施策 5 権利擁護が必要な方への支援体制を整備する
取組項目 1 成年後見制度の利用を支援する

[事業番号 50]

制度利用促進の中核となる機関の設置

1 事業内容

「中核機関」とは、成年後見制度の相談支援、関係者によるネットワークの構築、周知・啓発など、成年後見制度の利用を促進するための中心的な役割を担う機関である。

練馬区では、練馬区社会福祉協議会の権利擁護センター「ほっとサポートねりま」が令和2年度から中核機関を担っており、区は運営を支援している。

2 これまでの取組み

- ・ ねりま成年後見ネットワーク連絡会の参加者を、当事者団体、NPO 法人や医療機関にも広げ、ネットワークの強化に取り組んだ。
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ、各種会議や相談支援をオンラインで行うなど、実施方法を工夫しながら顔の見える関係づくりに取り組んだ。
- ・ オンラインを活用した成年後見制度に関連した講演会を開催し、周知普及に取り組んだ。
- ・ 市民後見人等養成研修説明会を毎年開催するとともに、市民後見人に必要な知識や技術等の習得を目指して毎年 20 種類以上の研修カリキュラムを実施して養成に取り組んでいる。また、研修を区民に公開することで、成年後見制度や市民後見人の周知にも取り組んでいる。

3 実績（令和2年4月～令和5年9月末）

- ・ 相談受付
令和2年度 14,433 件
令和3年度 14,906 件
令和4年度 15,212 件
令和5年度 8,026 件
- ・ ねりま成年後見ネットワーク連絡会の開催 累計 6 回
- ・ 検討支援会議の実施 累計 37 回
- ・ 市民後見人登録者数 累計 81 人
市民後見人受任件数 累計 29 件
- ・ ねりま後見人ネットだよりの発行 累計 7 回
- ・ 親族後見人への個別相談受付 累計 778 件
- ・ 成年後見制度利用促進協議会の開催 累計 17 回